

解体業許可申請の手引き

川崎市環境局廃棄物指導課
令和7年6月

はじめに

川崎市内で、自動車解体を業として営むためには、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、川崎市長の許可を受けなければなりません。

この手引きは、解体業の許可申請手続き等について説明します。

自動車リサイクル法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする、としています。

1 使用済自動車、解体自動車とは……

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

また、解体自動車とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存するものをいいます。

2 解体業の許可を受ける必要のある方は……

使用済自動車又は解体自動車の解体を川崎市内で、業として行おうとする場合は、川崎市長の許可を受けなければなりません。

○ 許可の種類

①	新規許可：新たに許可を取得しようとする場合の許可
②	許可更新：既に許可を取得している者がその許可の有効期限が到来した後に同じ内容で事業を行おうとする場合の許可（5年毎に更新が必要です。）

★許可の基準等について

解体業の許可を受けるには、以下の基準等を満たす必要があります。

<p>施設基準</p>	<p>使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること ・床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること（廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合） ・廃油が事業所から流出しないよう、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けること（廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合）
	<p>燃料採取場について（解体作業場以外の場所で燃料を抜き取る場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油の地下浸透の防止措置を講ずること ・廃油が事業所から流出しないよう、ためます等及びこれに接続している排水溝を設けること
	<p>解体作業場について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料以外の廃油及び廃液を回収できる装置を有すること（ただし、手作業で適切かつ確実に回収されることが明らかな場合を除く） ・床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること ・廃油が事業所から流出しないよう、油水分離装置及びこれに接続する排水溝を設けること（ただし、解体作業場の構造上、廃油が流出するおそれが少なく、かつ、流出防止のための必要な措置が講じられている場合を除く） ・雨水等による廃油及び廃液の流出を防ぐため、屋根等床面に雨水がかからないような設備を設けること（ただし、屋根等の設置が著しく困難で、かつ、十分な能力を有する油水分離槽を設けるなどの措置が講じられている場合を除く）

	取り外した部品を保管するための設備について	<ul style="list-style-type: none"> ・床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること（ただし、保管に先立ち、廃油、廃液の漏出防止措置が講じられている場合を除く） ・雨水等による廃油及び廃液の流出を防ぐため、屋根等部品に雨水がかからないような設備を設けること（ただし、保管に先立ち、廃油、廃液の漏出防止措置が講じられている場合を除く）
	解体自動車を保管するための施設について	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること
能力基準	<ul style="list-style-type: none"> ・標準作業書※を常備し、従事者に周知していること ・事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を続けることが困難ではないと確認できること 	
欠格要件に該当していないこと		

※ 標準作業書とは、業許可申請者が、保管・解体等を行う際の標準的な作業手順等を記載したものです。記載する内容は以下のとおりです。

- ①使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- ②廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
- ③使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品（エアバッグ等）及び鉛蓄電池等（鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯）の回収の方法を含む。）
- ④油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る）
- ⑤使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
- ⑥使用済自動車又は解体自動車から分離した物品、材料その他の有用なものの保管方法
- ⑦使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- ⑧解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- ⑨火災予防上の措置

★新たに解体施設を建設する場合には、近隣の住民の方のご理解を得るために、説明会を開催していただく場合があります。

3 許可までの手続きの流れ……

別紙「解体業の許可申請に係る手続きフロー」（10ページを参照）

4 申請手続きをするには……

(1) 申請場所

川崎市内で、解体業の許可を申請する場合には川崎市環境局廃棄物指導課にご相談ください。なお、ご相談の際は必ず電話等により事前に連絡してください。

(2) 事業計画書等の提出

解体業の許可を取得しようとする方は、事前に事業計画書等（解体業事業計画書、標準作業書、事業計画書及び収支見積書（解体業用））を提出していただきます。

（申請書に添付する書類を含め3部必要です。）

→ 計画に係る施設を、市街化調整区域又は未線引都市計画区域若しくは都市計画区域外に設置する予定の場合は都市計画法の手続きを、農地の場合は転用の手続き等を伴う場合がありますので、担当機関によく相談して計画を進めてください。

- ・ 施設設置に関する土地利用に関する問合せ先

まちづくり局指導部建築審査課 Tel 044-200-3016

- ・ 振動・騒音・悪臭等の規制に関する問合せ先

環境局環境対策部大気環境課 Tel 044-200-2525

(3) 申請書及び添付書類（解体業の許可申請書チェックリスト9ページ参照）

廃棄物指導課に備えてある所定の申請書等に必要事項を記載し、添付書類とともに申請してください。

提出部数は、正本1部、副本1部（但し、副本は申請者の控え）としてください。

なお、副本はコピーでも構いません。

(4) 許可申請手数料

申請の際には手数料が必要です。

【表】 許可申請手数料一覧

区 分	手数料(円)
解体業許可申請手数料	78,000
解体業許可更新申請手数料	70,000

(5) 受付時間

平日の月曜日から金曜日の午前は9時から11時、午後は1時から2時です。

(祝日及び年末年始の休庁期間は除きます。)

申請は予約が必要です。(申請前に事前協議等が終了していることが必要です。)

5 許可後の解体業者の責務は……

(1) 引取義務

解体業者は、引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取らなくてはなりません。(法第15条)

※正当な理由とは

- ①天災等やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合(事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難である場合等)
- ②使用済自動車に異物が混入している場合(使用済自動車に他のごみが詰められている場合等)
- ③使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合(大量一括の持ち込みの要請がある場合等自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合)
- ④使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合(極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合・条件交渉なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合等)
- ⑤使用済自動車の引取りが法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合(盗難車であると分かっている引き取り等)

(2) 引渡義務

解体業者は、引き取った使用済自動車又は解体自動車（廃車ガラ）を、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者に引き渡さなくてはなりません。（法第16条第4項）

また、解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡し的事实を証する書面を5年間保存する義務があります。（法第16条第5項）

※解体自動車全部利用者とは

解体自動車を電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者や、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者をいいます。

平成28年の自動車リサイクル法施行規則の一部改正により、破砕業者が解体業者又は他の破砕業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由として、解体自動車に発炎筒が残置されていることが追加されました。解体業者等と破砕業者との交渉に応じて確実に発炎筒の取り外しが行われるようにしてください。（施行規則第13条・15条）

(3) 回収義務

解体業者は、使用済自動車を引き取ったときは、エアバッグ類（運転席や助手席のエアバッグ、シートベルトプリテンショナー等のインフレーター（ガス発生器部分）等）を回収しなくてはなりません。（法第16条第3項）

(4) 再資源化基準の遵守義務

解体業者は、使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び（バスなどの）室内照明用の蛍光灯を回収し、リサイクル（リサイクルが技術的・経済的に困難な場合は適正処理）を自ら若しくは委託して行わなくてはなりません。（法第16条第1項、第2項）

(5) 報告義務

解体業者は、原則として電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類の引渡しから3日以内に情報管理センター（公益財

団法人)自動車リサイクル促進センター)に引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。(法第81条第7～9項)

なお、法に定める手数料を納めて、移動報告を書面で提出することができます。(法第82条第3項)

※電子マニフェストとは

自動車リサイクル法では、関連事業者(引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者)等が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を情報管理センター((公益財団法人)自動車リサイクル促進センター)に原則パソコンによる電子情報で報告する電子マニフェスト制度が導入されました。

電子マニフェストの主な機能は

- ①使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
- ②リサイクル料金等の支払いの証拠
- ③関連制度への情報提供
- ④使用済自動車に関する統計情報の整備

が挙げられます。電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能となるので、使用済自動車の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

(6) 廃棄物処理基準に従う義務

解体業者が、使用済自動車又は解体自動車を自ら解体・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。(法第122条第8項)

(7) 標識の掲示を行う義務

解体業者は、その事業所ごとに公衆の見やすい場所に、縦・横20cm以上であつ

て、氏名又は名称、許可番号を記載した標識を掲げる必要があります。（許可証の掲示でも可）（法第65条）

(8) 次の届出を行う義務（法第63条、第64条）

① 廃業等の届出

当該事実が発生した日から30日以内に届出

② 変更の届出 → 変更届 [省令様式第7号]

次に掲げる事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から30日以内に届出

- ・ 個人の氏名及び住所
- ・ 法人の名称及び住所
- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 事業の用に供する施設の概要
- ・ 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、その所在地・面積・保管量の上限
- ・ 標準作業書
- ・ 法人の役員、政令で定める使用人、法定代理人、株主又は出資者の氏名又は名称及び住所
- ・ 他の解体業及び破砕業並びに産業廃棄物処理業の許可番号

解体業の許可申請書チェックリスト

申請される方は、この順番に綴じて、チェックしてください。

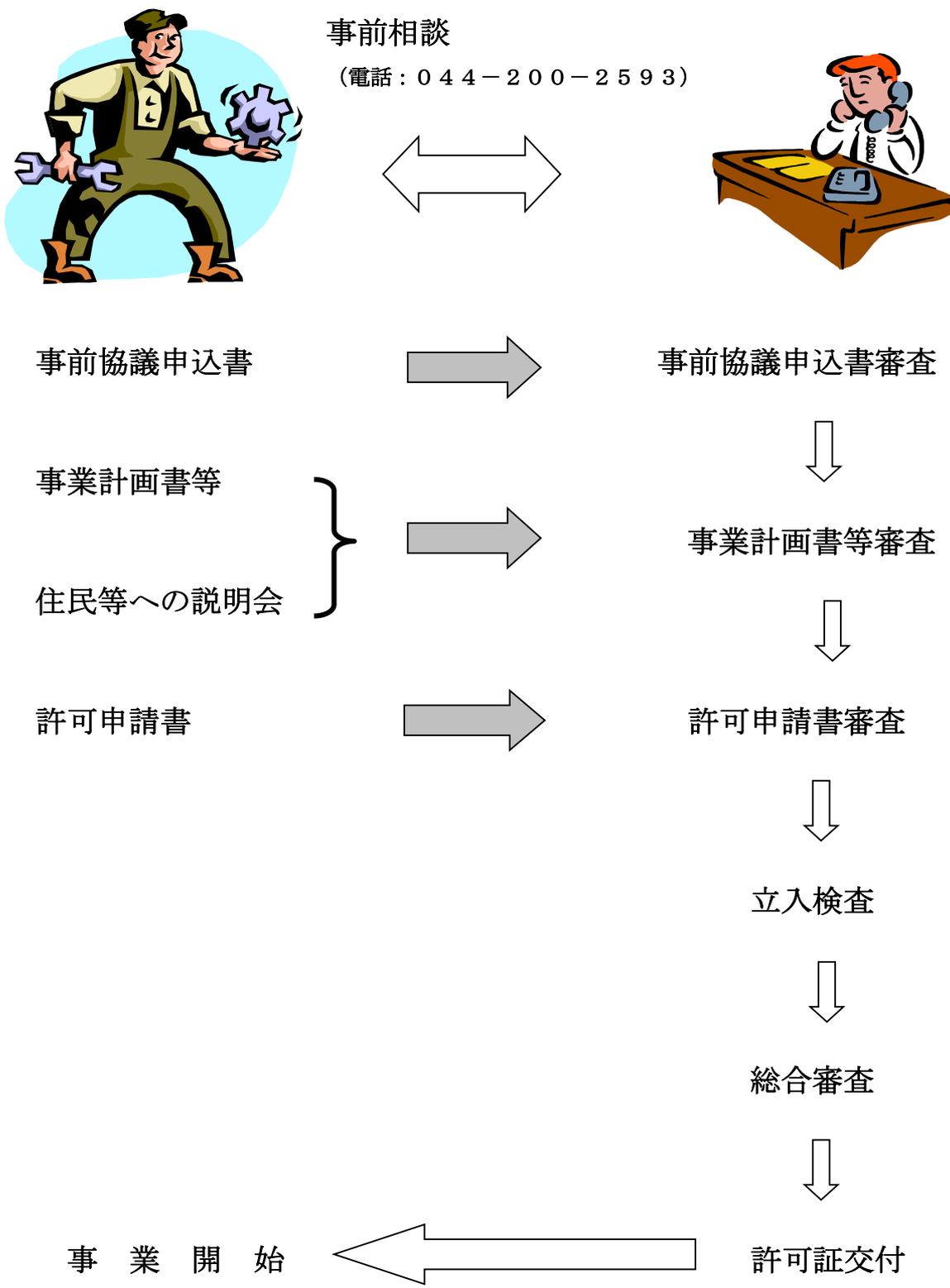
	添 付 書 類	チェック
1	解体業許可申請書（新規・更新用） 様式第五（第五十五条関係）	<input type="checkbox"/>
2	解体業許可申請者が個人である場合は、住民票の写し（ 本籍（外国人にあっては国籍等）記載のもの ）	<input type="checkbox"/>
3	解体業許可申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
4	解体業許可申請者が法人である場合は、その役員の住民票の写し（ 本籍（外国人にあっては国籍等）記載のもの ）	<input type="checkbox"/>
5	解体業許可申請者が法人である場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し（ 本籍（外国人にあっては国籍等）記載のもの ）、株主等が法人の場合は登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
6	解体業の許可申請者に令5条に規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し（ 本籍（外国人にあっては国籍等）記載のもの ）	<input type="checkbox"/>
7	解体業の申請者が未成年者であり、その法定代理人が個人の場合は、その法定代理人の住民票の写し（ 本籍（外国人にあっては国籍等）記載のもの ）	<input type="checkbox"/>
8	解体業の申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人の場合は次に掲げる書類 (1) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書 (2) 役員の住民票の写し（ 本籍（外国人にあっては国籍等）記載のもの ）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	解体業の用に供する施設（積替え又は保管場所を含む）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図 (1) 解体業事業計画書（要領様式第2号） (2) 使用済自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書 (3) 燃料採取場所に関する平面図、立面図、断面図（解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合） (4) 解体場所に関する平面図、立面図、断面図 (5) 取り外した部品の保管場所に関する平面図、立面図、断面図 (6) 廃棄物の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書 (7) 解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書 (8) 油水分離装置に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 (9) 運搬車両及び作業車両の写真 (10) 保管容器の写真 (11) 関係法令（条例等を含む。）の許可証の写し (12) 当該施設付近の見取図	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10	解体業の用に供する施設の所有権（又は使用権原）を有する書類 (1) 解体業の用に供する土地の公図及び登記事項証明書（所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写しを含む。） (2) 運搬車両及び作業車両の車検証の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
11	標準作業書	<input type="checkbox"/>
12	事業計画書及び収支見積書（解体業用）（要領様式第3号）	<input type="checkbox"/>
13	誓約書（要領様式第10号）	<input type="checkbox"/>
14	解体業の許可証の写し（更新許可申請時）	<input type="checkbox"/>

- ※1 上記の9～12及び14は、申請に先立って提出する書類です。
 ※2 施設の設置場所に関する公図及び土地の登記事項証明書は、6か月以内のものを添付してください。
 ※3 住民票の写しは、3か月以内のものを添付してください。

別紙 「解体業の許可申請に係る手続きフロー」

申請者

廃棄物指導課



(注) 各段階で修正等を指導することがあります。

<参考>使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）施行規則抜粋

（解体業の許可の基準）

第五十七条 法第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

ロ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあっては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

ハ 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下このハにおいて同じ）を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

(1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

ニ 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

(1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

ホ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部 品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

二 解体業許可申請者の能力に係る基準

イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

(1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法

(2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法

(3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）

(4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）

(5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法

(6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法

(7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法

(8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法

(9) 火災予防上の措置

ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第62条第1項第2号に定める欠格要件

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 この法律、廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しない者を含む。）
- 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- 7 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から6までのいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの

上記欠格要件3の政令で定める法令

- ①大気汚染防止法 ②騒音規制法 ③海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- ④水質汚濁防止法 ⑤悪臭防止法 ⑥振動規制法
- ⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

上記欠格要件8及び10の政令で定める法令

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

<参考> 油水分離装置の設計容量等について

1 油水分離装置の設計容量について

次の作業場面積は、降雨時に雨が降りかかる面積を想定しています。

(設定条件) 流出係数：0.95

降雨強度：5年確立標準降雨強度：37.1mm/h

(横浜气象台：川崎市建設局)

上記設定条件から算出した1㎡当たりの係数k = 0.0705

(例) 作業場面積A = 50㎡のとき

油水分離装置の設計容量Q = k × A = 0.0705 × 50 = 3.53m³

※ ただし、作業場全体が建屋内で降雨が流入するおそれがない場合は、この設計容量より小さくできます。

2 油水分離装置の設計容量が1に示す設計容量を満足できない場合の雨天時の対応例

(1) 雨天時は、作業を中止し、作業場全体をシートで覆い作業場に雨水が流入しないようにする。

(設定条件) 流出係数：0.95

降雨強度：5年確立標準降雨強度（5分値：82.1mm/h）

(横浜气象台：川崎市建設局)

対応時間：5分で作業場全体を養生シートで覆う

安全率：2倍

上記設定条件から算出した1㎡当たりの係数k = 0.013

(例1) 作業場面積(A)が50㎡の場合であって、5分間でシート養生した場合

油水分離装置の設計容量Q = k × A = 0.013 × 50 = 0.65m³

(例2) 作業場面積(A)が50㎡の場合であって、15分間でシート養生した場合

油水分離装置の設計容量Q = k × A = 0.039 × 50 = 1.95m³

シートで覆うまでに要する時間(分)	5	10	15	20
係数	0.013	0.026	0.039	0.052

(2) 既に設置されている油水分離装置が設計容量に満たない場合

既に設置されている油水分離装置が設計容量から勘案して、「○分以内に、作業場全体をシートで覆う。」、また「油水分離装置の清掃は1日1回行う。」「作業中に漏洩した油等は直ちに拭き取る。」などの作業・管理方法を標準作業書に記載して対応する。

事前協議申込書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申込者

住 所 **川崎市川崎区宮本町〇〇一△△
株式会社 川崎商店**

氏 名 **代表取締役 川崎 太郎**

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 **044-200-〇〇〇〇**

FAX 番号 □□□-□□□-□□□□

川崎市自動車リサイクル関連事業者に係る行政指導指針に基づき、必要な書類を添えて事前協議を申し込みます。

相 談 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 解体業の新規許可申請 <input type="checkbox"/> 破砕業の新規許可申請 <input type="checkbox"/> 破砕業の事業の範囲の変更許可申請 <input type="checkbox"/> その他 ()
------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事業計画の概要	<p>使用済自動車を自らが引取り、解体場所で廃油、タイヤ、バッテリー及びエンジンなどを事前選別する。 事前選別された解体自動車を破砕業者の処理施設まで自らが運搬する。 事前選別した廃油は、産廃処理業者に委託処理する。 タイヤ及びエンジンは、有価物として売却する。 バッテリーは、回収業者へ渡しリサイクルされる。 フロン類やエアバック類は回収する。</p> <p>作業時間：(9時～17時)、従業員：(3人)、自動車運搬車両台数：(1台)</p>
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事業計画用地の概要	住 所	川崎市川崎区浮島町〇〇一△△		
	土地所有者の住所・氏名	自社所有		
	用地面積	500㎡	用途地域・地目	工業専用地域 宅地
	周辺の状況	<input type="checkbox"/> 住宅地 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (工場地帯周辺に住居はない。) <input type="checkbox"/> 農地		

関係法令	<p>協議状況</p> <p>事業用地関係 (市街化調整区域・農地等) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 工業専用地域のため調整不要</p> <p>環境保全関係 (振動・騒音等) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく許可申請の 手続中 (令和〇年〇月〇日申請)</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○解体業の場合

- ・使用済自動車の保管場所の概要

床面は、厚さ 15cm の鉄筋コンクリート造、敷地全体を高さ 2m のフェンスで囲いを設け、門扉に施錠する。

保管場所は、床面に白線を引き範囲を明確化する。 保管場所の面積は 150㎡

- ・解体作業場所の概要

鉄骨モルタル造の屋内、前面はシャッター 床面は、厚さ 15cm の鉄筋コンクリート造、事業用地全体の雨水を処理できる油水分離槽を設置する。

解体場所の面積は 80㎡

- ・解体自動車の保管場所の概要

床面は、厚さ 15cm の鉄筋コンクリート造、保管場所は、床面に白線を引き範囲を明確化する。 保管場所の面積は 150㎡

- ・部品の保管施設

保管場所は、屋根付の場所で保管する。有用部品は、種類別に専用のフタ付ボックスまたはコンテナ (4㎡) に入れて保管する。廃油などの産業廃棄物は、ドラム缶などで保管する。

- ・解体に用いる設備等の概要

低騒音・低振動型のフォークリフト 1台

フロン類回収装置 2台、エアバッグ展開爆破装置 1台、

エアコンプレッサー 1台

○破砕業の場合

- ・解体自動車の保管場所の概要

- ・プレス機、せん断機の有無、その施設の概要

- ・破砕機の有無、その施設の概要

- ・シュレッダーダストの有無、その保管施設の概要

- ・使用済自動車以外の処理の有無、その保管施設等の概要

事前協議申込書には、次の書類を添えて提出してください。

- 1 事業計画予定地の周辺地図 (事業計画予定地は、赤で囲ってください。)
- 2 事業計画敷地内の配置図を添付してください。

備考

「事業計画用地の概要」の欄は、解体作業場所と使用済自動車の保管場所などの事業計画用地が複数存在する場合は、それぞれに記入してください。

解体業事業計画書

1 解体事業に係る事業主体の概要

事業計画者等	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社 川崎商店 代表取締役 川崎 太郎			
	事業所の名称	株式会社 川崎商店 川崎工場			
	所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町〇〇-△△	電話番号	044-200-〇〇〇〇	
	法人等の概要	事業概要 主に自動車の修理を業として行う法人			
		従業員数	3 人	資本金	3.000 千円
事業計画に係る背景説明	事業拡大に伴い、使用済自動車の解体を行うため				
計画内容	営業時間	午前9時から午後6時（作業時間は午前9時から午後5時）			
	施設の設置場所	所在地	〒123-4567 川崎市川崎区浮島町〇〇-△△	電話番号	044-123-4567
		用途地域及び地目	工業専用地域・宅地	事業敷地の全体面積	500m ²
		土地所有の区分	①自己所有 500 m ² ②借地 m ²		
		囲い（構造・材質、高さ、門扉・施錠の有無）	構造・材質 金網フェンス	高さ 2 m	門扉・施錠の有無 有・無
		計画地及び周辺地域の状況	周辺は工業専用地域で施設周辺には民家はない。		
		搬入路の状況	川崎市市道に接道 幅員 6m		
		資金計画	総額 5.000千円	自己資金 2.000千円	借入金 3.000千円
関係法令 手続状況の記入及び許可証、届出書、申請書等の写しを添付してください。記入しきれない場合は、別紙一覧表にまとめてください。	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 許可番号 第△△号				

施設の設置場所が複数ある場合は、場所ごとに記載する。

2 使用済自動車の取扱量等

(1) 解体施設の能力

1日あたりの解体可能台数 3台	積算根拠 1台あたりの解体時間約75分、搬入搬出に15分
---------------------------	----------------------------------------

(2) 使用済自動車の引取・引渡予定

引取業者又はフロン類回収業者若しくは解体業者からの引取実績(予定)		破砕業者(解体業者)又は解体自動車全部利用業者への引渡実績(予定)	
事業者の名称 所在地	量/月 (台数又はt)	事業者の名称 所在地	量/月 (台数又はt)
○×自販(株) 川崎市川崎区○○-△△	100台/月	○○金属(株) 川崎市川崎区○○-××	100台/月
×△自動車(株) 川崎市幸区○-×	50台/月	○○金属(株) 川崎市川崎区○○-××	50台/月

(注) 具体的なものがないときは、計画見込みの概要を記入してください。

(3) 再資源化基準により回収が義務付けられている部品の再資源化又は処理

	事業者名 (再資源化又は処分先)	所在地	売却又は 処分の別	再資源化又は 処分の方法	処分量の 許可の有 無
鉛蓄電池	○○商会委託	東京都江東区○○-△	処分	精錬	有・無
リチウム イオン電 池	○○循環(株) 委託	東京都江東区××-○	処分	製錬	有・無
ニッケル ・水素電池	○○循環(株) 委託	東京都江東区××-○	処分	製錬	有・無
タイヤ	○○セメント(株)	東京都墨田区○○-△	処分	焼却	有・無
廃油	○○環境(株)	川崎市川崎区○○-△	処分	焼却	有・無
廃液	○○環境(株)	川崎市川崎区○○-△	処分	焼却	有・無
蛍光管	○○商会委託	東京都江東区○○-△	処分	破砕	有・無
					有・無

3 解体施設の概要

(1) 引き取った使用済自動車（解体自動車）を解体するまでの間保管するための施設の概要

囲い (門・柵・塀等)	構造・材質 床面に白線を引いて範囲を明確にする。		高さ なし	施錠 有・ <input checked="" type="radio"/> 無
床面	構造・材質 鉄筋コンクリート造		構造体の厚さ 15cm	面積 150m²
排水処理施設	排水溝 <input checked="" type="radio"/> 有・無	油水分離装置 <input checked="" type="radio"/> 有・無	油水分離装置の設計容量 12m³	油水分離装置の実容量 4.0m³
	保管量の上限・高さ 台数(台)・高さ(m) 50台・4.5m		廃油・廃液が漏出のおそれのある自動車の保管	<input checked="" type="radio"/> 有・無

保管場所が複数の場合は、別紙のとおりとし、保管場所ごとに記載してください。

(2) 燃料採取場所（解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合）の概要

床面	構造・材質	構造体の厚さ	面積
排水処理施設	排水溝 有・無	ためます 有・無	ためますの能力
	油水分離装置 有・無	油水分離装置の設計容量	油水分離装置の実容量
屋根、覆い、壁等の設備	有・無	構造・材質	面積

(3) 解体作業場の概要

廃油・廃液採取装置	<input checked="" type="radio"/> 有・無	廃油・廃液採取装置の製造事業者名・製品名 (株)〇〇会社製 △△装置		
床面	構造・材質 鉄筋コンクリート造	構造体の厚さ コンクリートの厚さ 15cm	面積 50m²	
排水処理施設	排水溝 <input checked="" type="radio"/> 有・無	油水分離装置 <input checked="" type="radio"/> 有・無	油水分離装置の設計容量 12m³	油水分離装置の実容量 4.0m³
	屋根と3方囲いは、 鉄骨モルタル造 前面シャッター(鉄製)			面積 80m²

(4) 取り外した部品を保管するための施設の概要

床 面	構造・材質 鉄筋コンクリート造	構造体の厚さ コンクリートの厚さ 15cm	面積 20m²
保管施設の種類 屋根、覆い、壁、 容器その他 ()	構造・材質 屋根付、鉄筋コンクリート造、保管ラック(廃バッテリー用)、金属製コンテナ(エンジン部品)、タイヤ(有価物)		

(5) 廃棄物の保管場所の概要

床 面	構造・材質 鉄筋コンクリート造	構造体の厚さ コンクリートの厚さ 15cm	面積 30m²
保管施設の種類 屋根、覆い、壁、 容器その他 ()	構造・材質 屋根付、鉄筋コンクリート造、ドラム缶(廃油)、ホリタンク(廃液)、廃タイヤ	保管量の上限 (m ³)・高さ (m) 150m³ 4.5m	

(6) 解体自動車(解体した後に残る廃車ガラ)を保管するための施設の概要

囲 い (門・柵・塀等)	構造・材質 床面に白線を引き範囲を明確にする。	高さ なし	施錠の有無 有・ <input checked="" type="checkbox"/>
床 面	構造・材質 鉄筋コンクリート造	構造体の厚さ コンクリートの厚さ 15cm	面積 150m²
保管量の上限・高さ	台数(台)・高さ(m) 50台 4.5m		

(7) 運搬車両及び作業車両の概要

NO	車両の形状	最大積載量	自動車登録番号	所有者又は使用者の氏名又は名称	有効期間満了日	付帯設備
1	平ボディ	4トン	川崎〇〇さ△△△△	(株)川崎商店	令和3年〇月〇日	クレーン付
2	フォークリフト	4トン		(株)川崎商店		

写真、車検証を添付してください。

(8) 保管容器の概要

NO	保管容器の種類	材 質	容 量	個 数
1	ドラム缶（廃油用）	鉄製	200L	5本
2	ポリタンク（廃液用）	プラスチック製	20L	10本
3	ラック（バッテリー用）	鉄製	200L	5組
4	コンテナ（エンジン部品）	鉄製	4m ³	5個

写真を添付してください。

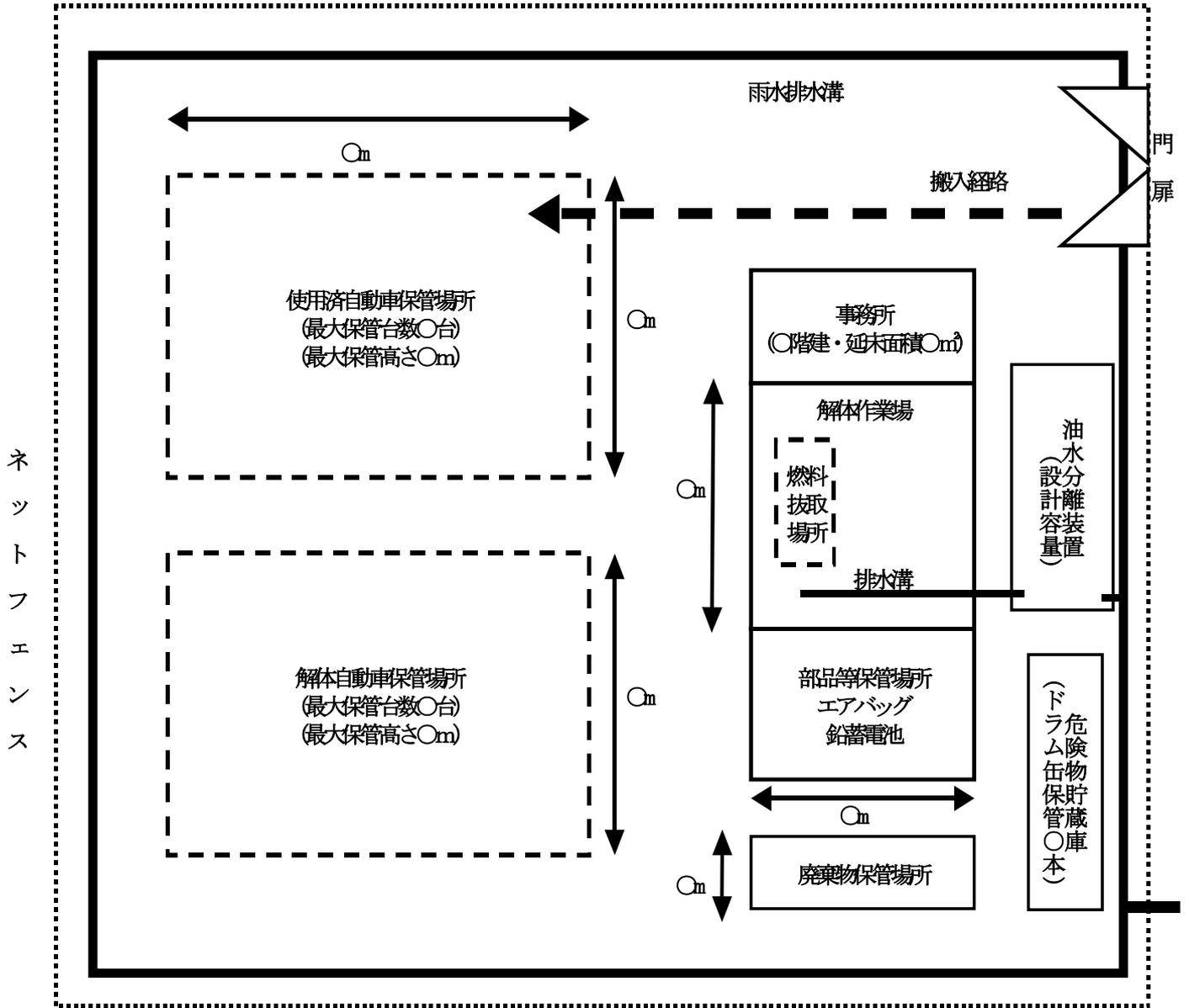
(9) その他

燃料又は廃油の保管にかかる消防法の許可又は届出の有無	少量危険物保管届 許可 <input checked="" type="radio"/> ・無 届出 <input checked="" type="radio"/> ・無		
管理棟	<input checked="" type="radio"/> ・無	材質・構造 鉄筋コンクリート造	面積 40m²
電気設備	<input checked="" type="radio"/> ・無		
水道設備	<input checked="" type="radio"/> ・無		
休憩所	<input checked="" type="radio"/> ・無		

解体業事業計画書の添付書類

- 1 使用済自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 2 燃料採取場所に関する平面図、立面図、断面図（解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合）
- 3 解体場所に関する平面図、立面図、断面図
- 4 取り外した部品の保管場所に関する平面図、立面図、断面図
- 5 廃棄物の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 6 解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書
- 7 油水分離装置に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 8 運搬車両及び作業車両の写真
- 9 運搬車両及び作業車両の車検証の写し
- 10 保管容器の写真
- 11 関係法令（条例等を含む。）の許可証等の写し
- 12 当該施設付近の見取図
- 13 解体業の用に供する土地の公図及び土地の登記簿謄本（所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写しを含む。）
- 14 解体業の許可証の写し（更新許可申請時）
- 15 その他市長が必要と認める資料等

事業の用に供する解体施設の平面図（記載例）



運搬車両（写真貼り付け台紙）

自動車登録番号	川崎〇〇さ△△△△
斜 め 前 方	
斜 め 後 方	

写真の撮り方は、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにしてください。また、ナンバープレートが明確に判別できるものとしてください。

保管容器（写真貼り付け台紙）

種 類	ドラム缶（廃油）
写 真	
種 類	ポリタンク（廃液）
写 真	

事業計画書及び収支見積書（解体業用）

令和〇年〇〇月〇〇日現在作成

1-1. 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日を含む。）

引取業者及びフロン類回収業者から引取った使用済自動車（乗用車）を解体し、有用部品（エンジン、ラジエータ、ドア、バンパー等）を回収し、中古部品として中古部品業者及び金属商等に売却する。
解体作業に伴い発生した廃プラスチック類については、産業廃棄物処分業者に委託し破碎処分する。
廃油等については産業廃棄物処分業者に委託し焼却処分する。
廃バッテリーについては、リサイクル業者に委託する。
各作業時間等は別添フローのとおり。

（フロー概略図を添付）

業務時間	9:00~17:00	従業員数	3人	休業日	日曜・祝祭日
------	-------------------	------	-----------	-----	---------------

1-2. 使用済自動車の引取実績及び計画

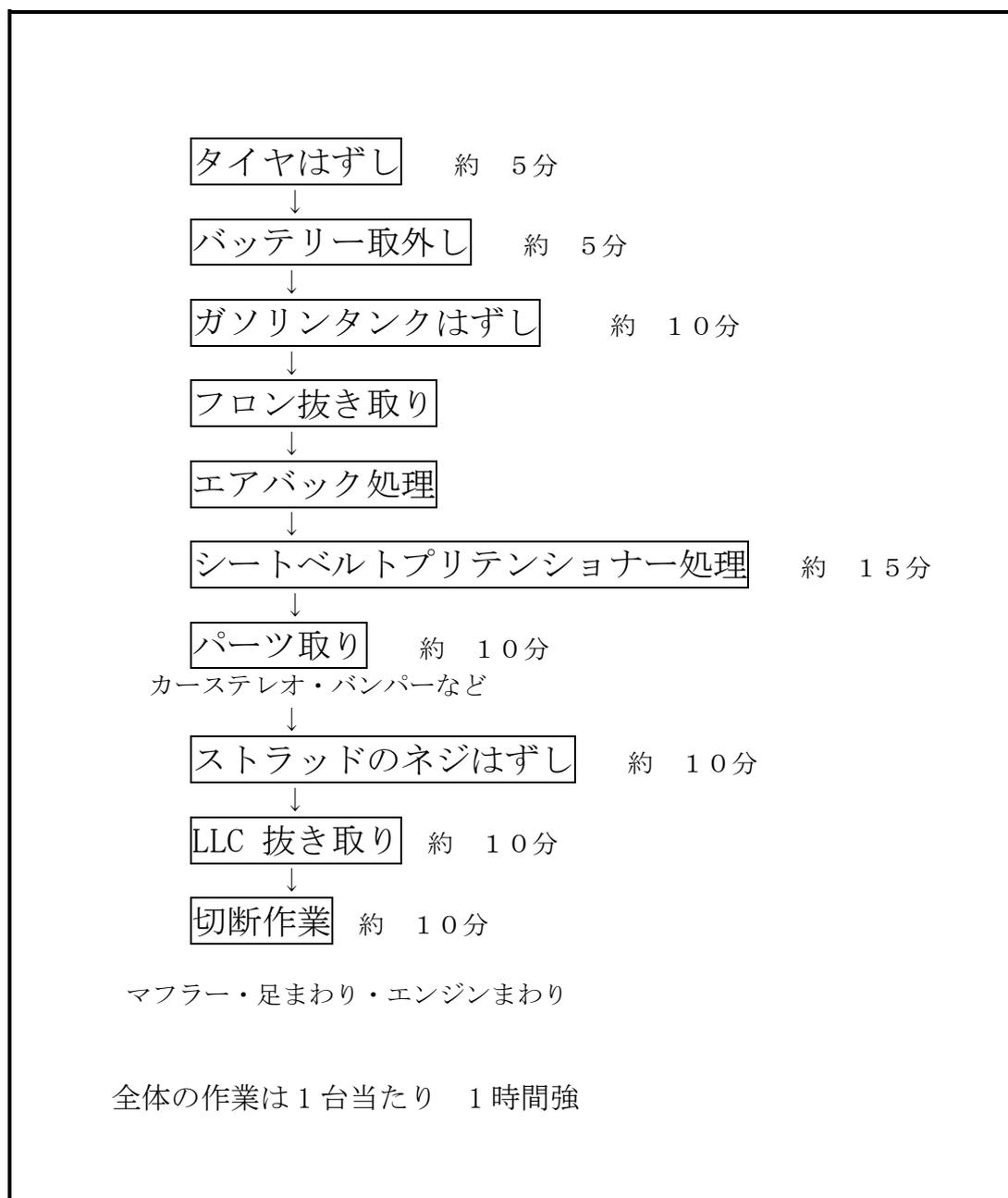
年 度	〇〇年度実績 (3年前)	〇〇年度実績 (2年前)	〇〇年度実績 (1年前)	許可取得後の 年間計画
引 取 台 数	480台	510台	500台	700台
主な引取先	○×販売(株) △○自動車(株)	○×販売(株) △○自動車(株)	○×販売(株) △○自動車(株)	○×販売(株) △○自動車(株)

1-3. 解体実績

年 度	〇〇年度実績 (3年前)	〇〇年度実績 (2年前)	〇〇年度実績 (1年前)
年間処理台数	490台	500台	500台
年間稼働日数	280日	280日	280日
平均処理実績	1.8台/日	1.8台/日	1.8台/日

別添

自動車解体フロー



1-4. 解体能力

1日あたり処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
3台/日	280日	840台

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	50台 (台)	保管量の上限	50台 (30台)
現在保管数	80台 (台)	現在保管数	250台 (100台)

※ 事業所以外の場所で保管している場合には、その台数を内数で () に記入してください。

1-6. 年間収支見積書

令和元年 7月〇〇日現在作成

項 目		前年度 (年) (決算月 (月))		今年度の見込み (年間)	
		年度 (千円)	1台あたり (円)	年度 (千円)	1台あたり (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)	16,000	32,000	32,400	41,603
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)	-2,500	-5,000	-1,400	-2,000
その他経費	ウ	16,575	33,150	19,685	25,237
	うち廃棄物処理委託費	750	1,500	1,170	1,500
営業利益	オ = ア - イ - ウ	1,925	3,850	14,169	18,365
営業外利益	カ (主に支払利息)	-600	-1,200	-679	-970
経常利益	キ = オ + カ	1,325	2,650	13,486	17,395
使用済自動車等年間引取台数		500		700	
使用済自動車等年間処理台数		500		780	

- (注) 1 「1台あたり」額は、売上原価は引取台数で、その他は処分台数で割ってください。
 2 使用済自動車等購入費は購入をプラス、引取・処分料金を徴収した場合は、マイナスで計上してください。
 3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上してください。

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高)	(千円) 20,000	22,500

(保管基準を超えて保管している場合に限る)

事業計画書及び収支見積書（解体業用）

令和〇年〇〇月〇〇日現在作成

2-1. 不適正に大量に保管している使用済自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類（すべて記載）（注）	使用済自動車（80台） 解体自動車（250台） 廃バッテリー（1000個） 廃タイヤ（5,000本）
保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法	使用済自動車は自社で解体し、解体自動車とする。 解体自動車は、所有するユニック車（4+）により、破砕業者に搬出し、有価物として売却する。 廃バッテリーは、リサイクルルートに載せ再生業者に引渡す。 廃タイヤは産業廃棄物業者に委託処理する
搬出先の所在地及び名称	解体自動車：〇〇金属(株)（〇市×町△番地） 廃バッテリー：□製錬(株)（△市〇町×番地） 廃タイヤ：△セメント(株)（×市△町〇番地）
搬出先での処理の方法	解体自動車：破砕処理 廃バッテリー：中和、溶融（資源化） 廃タイヤ：△セメント(株)：焼却
年間搬出予定量（種類別）	解体自動車：250台/年（保管分、20台/月） 廃バッテリー：1,000個/年（保管分） 廃タイヤ：5,000本/年（保管分）
過去1年間の年間搬出実績（種類別）	解体自動車：30台/月、400台/年 廃バッテリー：300個/年 廃タイヤ：1,000本/年
改善完了予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
改善にかかる予定費用	搬出費用：〇〇万円 処分費用：△△万円 販売費用：□□万円 計 〇×△万円
改善にかかる資金の調達先	自己資金 〇〇万円 〇×銀行からの借入 △△万円 △□信用金庫から借入 □□万円

(注) 使用済自動車、解体自動車以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入してください。

2-2. 詳細収支見積書（許可取得後1年間）

I 総括表

	単位	
自動車解体業による利益（Ⅱ表ア）	千円	11,300
保管解体自動車に係る処分費用（Ⅱ表イ）	千円	-2,250
差引	千円	13,550
差引がマイナスの場合の対応		
（上記が借入金の場合の借入先）		

Ⅱ 収益の計算表

	単位	
有益部品売却益（1台あたり平均）A	円	23,000
使用済自動車等引取料金（1台あたり平均）B	円	5,000
解体自動車処分費（1台あたり平均）C [〃]	円	-9,000
販売費及び一般管理費（1台あたり平均）C	円	22,000
新規引取使用済自動車年間処理台数 D	台	700
新規引取使用済自動車等利益 E=(A-B-C [〃] -C)×D	千円	10,500
保管使用済自動車年間処理台数 F	台	80
保管使用済自動車等利益 G=(A-C)×F	千円	800
自動車解体業による利益 ア H=E+G	千円	11,300
保管解体自動車年間処理台数 I	台	250
保管解体済自動車に係る処分費用 イ J=C [〃] ×I	千円	-2,250

Ⅲ 単価（1台あたりの平均）の算出方法

有用部品売却益 →ⅡのAへ	2,3000
使用済自動車等引取料金 →ⅡのBへ（注1）	5,000
解体自動車処分費 →ⅡのC [〃] へ（注2）	売却単価 15,000円/台×0.6台/台=9,000
販売費及び一般管理費 →ⅡのCへ	前年度計 11,000円÷500台=22,000

- （注） 1 有償による引取を想定しているが、処分料を徴収して引き取っている場合は、マイナスで計上してください。
- 2 処分費を支払っている場合はプラスで、売却している場合はマイナスで計上してください。
- 3 過去直近3年間の決算書（個人の場合は、所得税納税申告書及び納税証明書）を添付してください。

2-2. 詳細収支見積書 (つづき)

詳細収支見積書附表

項目	直近期の実績 (千円)	単 価 (円)	主な取引先、引渡先又は売却先	備 考	
収入	有用物売却収入	11.500	23.000		※主な内訳は下記のとおり
	1 エンジン	10.000	20.000	〇〇金属(株)	
	2 バンパー	850	1.700	〇×パーツ(株)	
	3 ドア	550	11.00	〇×パーツ(株)	
	4 バッテリー	50	100	〇〇精鉱(株)	
	5	50	100	〇×パーツ(株)	
	その他				
	エアバッグ類回収料金				前年引渡件数 () 台
	解体自動車売却収入 (注)	4.500	9.000	〇〇金属(株)	前年輸送台数 (500) 台
	使用済自動車処分手数料(注)	2.500	5.000	〇×販売(株) ×△自動車(株)	前年受託実績 (500) 台
支出	使用済自動車引取費用 (注)				前年引取台数 () 台
	廃棄物処分委託手数料 (計)	755	1.510		
	鉛蓄電池	0	0	□製錬(株)	
	タイヤ	0	0	△セメント(株)	
	廃油	150	25.000	〇〇環境(株)	
	廃液	105	35.000	〇〇環境(株)	
	蛍光管				
	解体自動車(廃車ガラ) (注)				
	廃部品 (種類)	500	1.000	〇〇金属(株)	
	(種類)				
その他の廃棄物					

- (注) 1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入してください。
 2 直近年について作成してください。
 3 使用済自動車を引取業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、使用済自動車を買取っている場合は、支出欄に記載してください。
 4 解体自動車を破砕業者に売却しているときは、収入欄に、破砕業者に処分料を払っている場合は支出欄に記入すること。

2-3. 資産に関する調書

令和〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	銀行預金		5.000
有価証券	国債		1.000
未収入金	解体ガラ売却代		2.000
売掛金			1.000
受取手形			0
土地			0
建物	事務所、作業所		5.000
備品	解体作業一式		4.500
車両	ユニック車		3.000
その他			
資 産 計			21.500
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	〇〇 商工組合		20.000
短期借入金	〇〇 銀行		2.500
未払金	借地代		2.000
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			24.500

(注) 前年度の決算書 (貸借対照表を含む。) を添付する場合は、作成は不要です。

様式第五（第五十五条関係）

解体業 許可 申請書
許可の更新

この欄には何も記載しないでください。

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

(宛先) 川崎市長

日付は記入しないでください。

(郵便番号) **210-8577**
 住 所 **川崎市川崎区宮本町〇〇-△△**
 氏 名 **株式会社 川崎商店**
代表取締役 川崎 太郎
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 **044-200-〇〇〇〇**
 FAX 番号 **044-200-〇〇〇〇**

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	株式会社 川崎商店 川崎工場
所在地	(郵便番号) 123-4567 川崎市川崎区浮島町〇〇-△△ 電話番号 044-123-4567

事業所が複数ある場合には、この欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載してください。

事業の用に供する施設の概要	使用済自動車保管場所 000m² 保管量の上限 00 台 解体自動車保管場所 000m² 保管量の上限 00 台 解体作業場 000m² 床面コンクリート打 15cm、屋根有り 部品保管場所 000m² 屋根有り フォークリフト1、運搬車両(キヤリアカー1、平ボティ2) 油水分離槽 1 箇所
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、その申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
	東京都	20133〇〇〇〇〇

他自治体で許可を取得済のときは、記入してください

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
	川崎市	572●●●●●●●●

産業廃棄物収集運搬業若しくは処分業の許可を有している場合は、記入してください。

解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	川崎市川崎区▲▲▲-▲ 使用済自動車保管量の上限 〇〇m³ 使用済自動車保管場所面積〇〇m² 詳細は解体業事業計画書のとおり
---------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

複数ある場合は、場所ごとに記載する。

役員の名前及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
(かわさき たろう) 川崎 太郎	代表取締役	川崎市川崎区宮本町■
(たまがわ じろう) 多摩川 次郎	取締役	川崎市多摩区登戸◆-◆
(なかはら さぶろう) 中原 三郎	監査役	川崎市中原区等々力★

役員全てを記載してください。書ききれない場合は、同書式の別紙を添付してください。

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
(たかつ しろう) 高津 四郎	支店長	川崎市高津区末長○○

該当する使用人がいる場合のみ記載してください。

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額
(あそう ごろう) 麻生 五郎	川崎市麻生区栗木台〇〇〇	500株

該当する者がいる場合のみ記載してください。

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	別添標準作業書のとおり
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	

使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	} 別添標準作業書のとおり
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

この欄には何も記入しないでください。

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※太枠内は必ず記載してください。

誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌに該当しない者であることを誓約します。

令和〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先) 川 崎 市 長

申 請 者

住 所 **川崎市川崎区宮本町〇〇-△△**

氏 名 **株式会社 川崎商店**
代表取締役 川崎 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)